

福祉事業者様へのお役立ち情報

OMジャーナル



For the next solutions

ONWARD MANAGEMENT

平素より格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。今年に入って職場における労働環境改善に関連する法改正が相次いでいます。今回はストレスチェックについて取り上げてみました。

ストレスチェックが50名未満の事業所でも義務化へ

現在の法律では従業員50名以上を使用する事業所でストレスチェックの実施が義務づけられています。従業員50名未満の事業所ではストレスチェックの実施は努力義務となっていました。令和7年5月法改正により従業員50名未満の事業所でもストレスチェックの実施が義務化されることとなりました。当面は準備期間ということになりますので、すぐにストレスチェックの実施が必須となる訳ではありませんが、早めに準備を進め実施できるようにすることが望ましいと考えられます。今回のストレスチェック義務化の背景にはメンタル不調を訴える労働者の増加があげられます。精神障害による労災支給決定件数は年々増加傾向にあり令和6年度で1,304件と過去最高件数となっています。このような背景から人数規模に関わらず全ての事業所でメンタルヘルス対策に取り組むことが必要となっています。

ストレスチェックはどのように実施するの？

ストレスチェックを実施するためには外部業者へ委託する必要があり結構な経費が必要なのでは？と考えるかもしれません。しかし実際には自前でほとんど経費を掛けずに実施することも可能です。

ストレスチェック実施を検討する際には、まず厚生労働省のHPを確認してみたいでしょうか。

各種マニュアルなど整備されており、ストレスチェック実施用のプログラムもダウンロード可能です。

[ストレスチェック制度について | こころの耳:働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト](https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou/)

<https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou/>

また、最近では法人で加入する損害保険や生命保険にサービスが付帯されている場合もあります。気になる方は是非お問合せください。



保険での備えについて（使用者賠償責任保険の活用）

精神障害による労災認定事案が発生した場合、労災では慰謝料に相当する給付が無い場合、企業側に多大な賠償義務が発生する可能性があります。この様なケースに備えるためには使用者賠償責任保険への加入が有効な手段となります。民間業者のストレスチェックシステムが無料で使用できるサービスが付帯されている商品もあります。ご検討の際は、是非弊社へご相談下さい。

HP・インスタ・Xでも情報発信中！フォローもお願いします

